

## 部落解放共闘九州ブロック県民会議議長の任を終えて

昨年の話になりますが、長崎市生まれの「イシグロカズオ」さんが、ノーベル文学賞を受賞されました。そのイシグロさんが、一連の取材の中で、このような発言されています。「今、古くからの人種差別が広がりやすい現代的な形で再び台頭し、怪物のように目覚めつつある。」

イシグロさんが「具体的に何を指示してこのような発言をされたか」は定かではありませんが、私なりにこの発言を「私たちを取り巻く状況」に重ね合わせてみますと、イシグロさんの言う「古くからの人種差別」とは、スペインのカタルーニャ州やバスク地方などで起きている分離独立運動のことなのか、内戦が続くシリアのクルド人の問題なのか、と想像しています。

または、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地であるエルサレムをイスラエルの首都にするという歴史的背景を踏まえない浅学的なトランプ大統領の発言による宗教対立やバングラデシュに流出するミャンマーのロヒンギャ難民問題のことなのか、と思います。

そして、「現代的な形」とは、「〇〇ファースト」と称する自国優先のものの考え方を前面に押し出して、結果的には、他国に犠牲を転嫁し、自国の経済を維持しようとしていることではないか、また一方では「自分たちに従わない国」に対しては、一方的な「圧力」をかけながら、「危機」をあおり、限りない需要を生む「経済の軍事化」を進めようとしている、アメリカをはじめとする大国主義をとる国々のことを指しているのではないかと思います。

最後に「怪物のように目覚める」とは、あのドイツでさえも、難民・避難民の受け入れを拒否する極右政党が大きく勢力を伸ばし、その党内には「ヒトラーは絶対悪ではない」とする人が多々いることや、加えて、インドにおいても、ヒトラーが書いた「我が闘争」がベストセラーになるなど、その存在が増しつつある現状をさしているのではないかと、思います。

日本はどうでしょうか。安部さんは、「現実主義外交」と称して、相も変わらず、アメリカ追従、アメリカ従属の動きに終始しています。そして、政府は、通称で言いますが、北朝鮮による「17発の弾道ミサイルの発射」を理由にして、「東アジアにおける安全保障関係は、最も厳しい状況にある」とし、防衛力の

強化や圧力の強化を喧伝しています。

そして、「この不安定な情勢」をテコにして、日本の進路や日本の在り方を自分たちの都合に合わせて誘導しようとしています。本丸は、憲法9条にあることは、論を待たないものとなっています。

このように日本を含め、全世界的には、非常に「右傾化が進んでいる」状況下であり、第2次世界大戦以降、多くの人命を礎にして創り上げてきた「民主主義」が悲鳴をあげています。このことは、ひいては、基本的人権の否定につながることも視野に入れながら、私たちは、取り巻く情勢を的確に見通して、「民主主義」「立憲主義」「基本的人権」「恒久平和」「包摂的な社会」といった対抗軸を立てて、それぞれの職場・地域での持ち場・立場で一人ひとりの県民市民に問いかけ、闘いの展望を切り開いていく必要があると思います。

狭山事件の解決に向けては、第35回三者協議（2018.1.22）にむけて、1月15日に5点の新証拠が提出されました。その中の「福江鑑定」は、脅迫状と石川さんが書いた「上申書」（1963.5.21及び5.23）及び「手紙」（1963.9月、10月）をコンピュータで筆跡鑑定を行った結果、脅迫状の筆跡は、石川さんではなく、別人の筆跡であることを明らかにしました。

「魚住意見書」は、石川さんの逮捕を理由づける筆跡鑑定となった「上申書」と「脅迫状」を比較した警察の筆跡鑑定の中間報告が誤りであり、石川さんを逮捕するための恣意的な鑑定であったことを明らかにしました。

今年の10.31には、寺尾判決から44年目を迎えます。この間、197点にも及ぶ数多くの新証拠が提出されてきたにもかかわらず、一度も証人尋問などの事実調べが行われていません。

逮捕当時、23歳だった石川さんは、今年79歳になりました。私たちは、この55年間という時間の長さや重さをしっかりと受け止め、狭山パンフや取調べDVD、狭山事件のパネル、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習を強化し、狭山事件55年をアピールし、石川さんの「見えない手錠」をはずす取り組みを九州各県で進めていく決意を固めましょう。

今年は、1948年12月10日に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とする世界人権宣言を採択してから、70年の節目の年となります。

その具現化に向けて、2016年12月9日に可決成立し、12月16日に公布された「部落差別解消推進法」をもとに、この法律の周知徹底を行い、実態調査の実施、同和教育の推進、啓発活動の推進、行政体制の確立などの取り組みを着実に重ね、「人権侵害救済法」の制定への道も切り開いていかなければならないと思います。

2018年2月8日をもって、部落解放共闘九州ブロック共闘会議議長の任を終えることができました。支えていただいた方々に感謝を申し上げます。

以 上